

甲良町過疎地域持続的発展計画の変更について（公表）

甲良町過疎地域持続的発展計画について、下記のとおり変更を行ったので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項により準用する同条第8項の規定に基づき公表します。

記

【議決日：令和6年3月6日】

変更箇所 （変更後 計画の 頁、行 等）	変更後	変更前
P26 20行目	また、公営住宅についても、現状老朽化が進んでいるため、 <u>修繕、改修</u> や <u>除却</u> を行っていく必要があります。	また、公営住宅についても、現状老朽化が進んでいるため、 <u>改修</u> を行っていく必要があります。
P28 29行目	公営住宅 <u>修繕・改修・除却</u> 事業	公営住宅 <u>修繕・改修</u> 事業